

# 小型移動式クレーン運転技能講習受講申込書

・本人確認の方法として下記のものが必要になります。

・氏名・生年月日・本籍地(都道府県)が確認できる身分証明書のコピーを裏面に貼り付けて下さい。  
 【例】自動車運転免許証(本籍地が載っていない場合は本籍地が確認できる書類を添付して下さい)・パスポート・住民票・戸籍抄本・技能講習修了証・労働安全衛生法関係各種免許

写 真  
 3.5×2.5  
 2枚  
 (1枚貼付  
 1枚クリップ止め)

注) \* の欄は必ず本人が記入して下さい。

必ず郵便番号を記入して下さい。

*ふりがな		氏名	男	*生年月日	昭和	年	月	日
*本籍地		都・道・府・県						
*住所		〒		TEL		-	-	
				携帯電話		-	-	
勤務先	事業所名	TEL - -						
	所在地	〒 -						
区 分		学科講習時間	実技講習時間	受講料	テキスト代	備 考		
全 科 目 受 講 者		13時間	7時間	48,000円	1,500円	裏面区分表に該当する項目を○で囲んで下さい。		
裏面表1に該当する者		10時間	6時間	42,000円				
裏面表2に該当する者		10時間	7時間	44,000円				
裏面表3に該当する者		13時間						
一部科目免除の資格に関する事項	経験証明欄	裏面表3の者の経験証明 上記の者は、鉱山において、つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転の業務に、下記の通り従事したことを証明します。						
		種類・型式等：( ) 吊上荷重 ( t )						
		期 間：昭和・平成 年 月 日～昭和・平成 年 月 日 ( 年 ヶ月 )						
		平成 年 月 日						
		所 在 地 〒 -						
事業所名				TEL - -				
代表者職氏名				(印)				
注) 一部免除を受けようとする者は、必ずその資格を有することを証明する書面(コピー等)を添付のこと。								

- 注) 1. 記載事項に虚偽の申請が認められた場合は、修了証の交付ができないことがあります。  
 2. 受講対象者の年齢は満18歳以上とします。  
 3. 受講料は、当日欠席の場合は返還できません。  
 4. 講習会当日の遅刻は認められません。(時間厳守)  
 5. 記入していただいた各項目は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

◎実施 管理者	◎受付 担当者
------------	------------

*申請者 (受講者本人)	(印)
-----------------	-----

◎座席 番号
-----------

◎欄は記入不要です。

講習科目の受講の一部が免除される者（技能講習規程）

区分	受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
1	① クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 ② 床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者 ③ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第1号）第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則（以下「旧クレーン則」という。）第223条に規定するクレーン運転士免許を受けた者	運転のために必要な力学に関する知識 運転のための合図
2	① 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者 ② 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者	原動機及び電気に関する知識
3	鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山において移動式クレーン（令第20条第7号の移動式クレーンをいう。）のうちつり上げ荷重が5トン以上のものの運転の業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者	小型移動式クレーンの運転及び運転のための合図

〈 コ ピ ー 貼 付 欄 〉